

令和 2 年 第 2 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 2 年 1 2 月 2 2 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和
委員	古巻勲

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	甲斐豊明
	指導室長兼教育研究所長	近津勉
	学校施設課長	石塚修
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 2 年第 2 4 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は、1 名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第 1、署名委員を決定します。蓮沼委員と庭野委員にお願いいたします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。 初めに、第 5 1 号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正についてを議題とします。内容につきまして、事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進 課長	初めに、お手元に資料をお配りしてございますが、今回の学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の改正に至る経緯を先にご説明させていただきたいと思います。 こちら、東京都におきまして、デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた五つのレスの徹底ということでペーパーレスやキャッシュレス、FAX レスなどの取組と併せてはんこレス、いわゆる押印の廃止ということの取組を進めているそうでございます。その取組を進める中で、今回、この人事の関係の事務に関しましても、申請者の押印を不要とするような形で様式の見直しを東京都において行いました。 区立学校におきまして、この都の様式と同じものを使わせていただいておりますので、区の規定もこれに合わせて様式の見直しをするというものでございます。 お手元の新旧対照表ございますが、裏面の 2 ページ目をご覧ください。 今回、改正をさせていただきますのが、下段のほうにございます別記様式と書いてある部分でございまして、別紙のとおり改めるところでございます。別記様式を改めるといふ旨の改正でございます。

	教育委員会におきまして議決をいただきましたら、速やかに令達施行する予定でございます。付則にございますように「この令達施行した際に改正前の書式における用紙が残っていた場合には、所要の修正を加えてその用紙を使用することができる。」ということも規定させていただきました。 次の用紙が、こちらの改める様式でございます。表裏で新旧と左肩のところに記載してございますが、初めに旧と書いてある部分をご覧ください。 左側のページの上のほうでございますが、「申請年月、申請内容・職員印」という記載がございます。この「職員印」の部分を今回改正するものでございます。 裏面の新をご覧くださいますと、同じ部分につきまして、「職員印」とありましたところが「申出者」というふうに記載を改められてございます。これによりまして、申請者の押印を不要とするという旨の様式変更でございます。 この議案につきましての説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件に関しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
古 巻 委 員	大変細かいことで恐縮ですが、この用紙のほうですが、旧のほうは頭に平成とありますが、新は元号が消えていますよね。その部分はこれから西暦で書くようになっていくということでしょうか。
教育推進課長	説明が漏れてしまいまして申し訳ありませんでした。旧の部分につきましては、あらかじめ様式に平成という年号も定められていたところでございますが、年号自体変わるということを想定していなかった書式になりますので、今回年号の部分を改めまして、年号を自分で記載すると、あらかじめ印刷されているわけではなくて、年号をその都度書くような形で改めさせていただいておるところでございます。
古 巻 委 員	令和で行くのか西暦で行くのかというのはチェックする必要がありますね。その申請者の自由ということですか。
教育推進課長	基本的には、いわゆる元号を使用するものになってございます。
古 巻 委 員	分かりました。

石 井 委 員	新しい様式についてお伺いしたいのですが、申出者のところ、署名ではなくて電子的に入力する、そして電子的に入力されたものを適宜アップロードするような格好で書類は受け付けるということでしょうか。
教育推進課長	こちらの様式につきましては、従来の押印部分は印が必要でなくなります。代わりに署名や記名も不要です。一切名前は書かなくても大丈夫ということで、東京都からそういった内容で情報提供がございました。
石 井 委 員	もう一つの質問ですが、例えば自宅からリモートで、この書式を提出したいというときに役所側には適宜アップロードを受け付けるサイトがあるという、そういう理解でよろしいですか。
教育推進課長	基本的には、こちらの書式を使用する場合には、いわゆる紙での届出という形を想定してございまして、本人欄の押印は不要になりましたが、承認をする監督者の部分につきましては押印が引き続き残ってございます。ですので、紙を印刷してそれを使うということ自体は変わらないということでございます。
石 井 委 員	分かりましたが、それでは、まだ発展途上ということですね。承知いたしました。
教 育 長	他によろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、第 5 1 号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたしました。 次に、第 5 2 号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正についてを議題といたします。内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

教育推進課長	それでは、ご説明させていただきます。 学校職員服務取扱規程の新旧対照表と様式、それぞれお配りさせていただいてございます。この規定の見直しにつきましても、先ほどと同様押印欄の廃止に伴う見直しでございます。 初めに、新旧対照表の5ページ目をお開きください。先ほどと同様、別紙のとおり別記様式を改めるというのが今回の改正内容でございます。付則につきましても、先ほどと同様、現状の書式については修正の上使用できるという旨をうたわせていただいております。 次ページ以降、ステープラー留めをさせていただいておりますが、今回見直しを行う書式につきましては、職員証再交付願、休暇・職免等処理簿、出張復命書、事務引継書の四つの様式でございます。それぞれ押印の「 」というところを削除させていただいた内容でございます。説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。
庭 野 委 員	先ほどと同じように、これも承認のほうは押印が必要ということですか。右側のほうは全部押印するということですか。
教育推進課長	申請者の押印のみ廃止になりました。承認者は引き続き押印が必要となります。
庭 野 委 員	分かりました。ありがとうございます。
石 井 委 員	ステープラー留めの最後の様式なのですが、事務引継書につきまして、事務引継ぎというのは、非常に重要なところだと思います。そういった意味合いで、こちらは、先ほどと同じような質問ですけれども、署名が必要になるのか、あるいは電子的に入力したものを印刷することでよしとするのか、それはどうなっていますでしょうか。
教育推進課長	基本的には署名になろうかと思います。と申しますのも、こちらは複数の者が引継ぎを行いますので、それぞれが電子的に入力をするというよりは1枚の紙を打ち出して、それぞれ確認をし合った者同士が署名をするということで引継ぎを行うものになります。

石 井 委 員	それがよいと思いますが、なんていいましょうか、先ほどご説明いただいたはんこレスというのは、はんこをなくせばいいというものではなくて、はんこそれに付随したいろいろな署名等々もなくしていこうよという動きだと思うのですが、この事務引継書は絶対署名が必要だと私自身も思うので、それでよろしいですけれども、そうでない部分については、ぜひとも署名もはんこと一緒に、少なくとも電子的な入力で大体できるような、そんな工夫をしていていただければと思います。以上です。意見です。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、第５２号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたしました。 続いて日程第３、教育関係事務報告にまいります。 初めに、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いします。
教育推進課長	それでは、教育委員会後援名義使用申請一覧、Ａ４横版の書類に基づきまして、ご説明をさせていただきます。今回、教育推進課から２件の後援名義の申請をご報告させていただきます。 １件目でございます。行事名が第３８回伝統工芸展、江戸川区並びに教育委員会いずれも３８回目の後援名義申請でございます。 実施日時が令和３年２月３日（水）から７日（日）、申請者は、江戸川伝統工芸保存会の会長でございます。実施会場は、タワーホール船堀展示ホール１、対象の範囲は、一般区民でございます。 事業の目的、概要でございますが、伝統工芸の保護育成と伝統工芸作品を広く区民の方に理解し親しんでいただくための作品発表展示会でございます。経費の徴収はございません。入場無料でございます。賞状・副賞につきましては、賞状及び楯を予定してございます。 後援名義の内容につきましては、後援名義の使用ほかこちら記載のとおりです。

	従来は、例年 6 日間展示を行ってございましたが、今回は新型コロナウイルス感染症の関係で、展示の期間を 4 日間に短縮をして実施するという旨でお伺いをしてございます。 また、展示期間が縮小することに伴いまして、例年は出品される方から出品料を徴収してございましたが、今回は出品料も無料で行うという旨、申請者からお伺いしてございます。 2 点目でございます。行事名が葛西の里神楽第 13 回美よ志会、江戸川区並びに教育委員会の 13 回目の後援申請でございます。 実施日時が、令和 3 年 3 月 14 日（日）、申請者は、東都葛西神楽保存会の会長でございます。実施会場は、東部フレンドホールのホールでございます。対象は一般区民です。 事業の目的・概要につきましては、葛西の里神楽発表会、葛西の里神楽を次世代へということで、日頃の稽古の成果を披露し、さらなる伝統芸能伝承への意欲を喚起、将来の継承者たる青少年会員の増強と育成を図りつつ実施し、「葛西の里神楽」への興味・関心を高めるというものでございます。入場無料、賞状・副賞等はございません。 後援名義申請の内容につきましては、こちらに記載のとおりです。 いずれの団体からも、マスクの着用や手指の消毒、検温の実施等新型コロナウイルス対策を行った上で、今回の行事を実施したいという旨をお伺いしてございます。また、それぞれの行事の今年のチラシを参考につけさせていただきました。説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。
古 巻 委 員	参考までにちょっとお伺いしておきたいのですが、この告知といいますか広報ですね。例えばチラシ、ポスター等を使用して広く周知すると思いますが、そのエリアというか範囲というのはどうなのですか。区全体にかけるものなのですか。
教育推進課長	区全体のいわゆる公共的な施設が含まれます。あとホームページ等を使って周知をしていくという形でございます。
古 巻 委 員	分かりました。

庭 野 委 員	今年のポスターですけれども、2月5日から10日と、それから3月8日ということだったんですね。東京でもコロナ感染症が大分出てき始めているということで、いろいろと大変な時期に入ったときなのですが、これは実施されたんでしょうか。
教育推進課長	昨年度の開催につきましては、両方とも開催をしてございます。特にこの里神楽につきましては3月ということで、コロナがだんだん広がってきた時期ではございまして、コロナウイルス感染拡大の中での発表会でしたが、感染症対策を十分に行った上で実施をさせていただいたということでございます。
庭 野 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、教職員の人事についての報告にまいります。 この報告事項は、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議をしたいと思いますが、この発議に賛成の方の挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 傍聴の方は退出をお願いいたします。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕
教 育 長	以上をもちまして、令和2年第24回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後1時39分